

入 札 説 明 書

玉野公共職業安定所のレイアウト変更に伴う消耗品及び什器類の調達

令和8年8月

岡 山 労 働 局

目 次

1 入札公告

2 仕様書

3 入札説明書

4 付記事項

(1) 提出書類

(2) 入札方法及び書類等提出方法

(3) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

添付書類

契約書（案）、封書記載例

別添様式類

様式 1－1（入札書）

様式 1－2（入札書）

様式 2（委任状）

様式 3（電子入札案件での紙入札方式での参加について）

様式 4（入札参加資格確認関係書類（提出書類））

様式 4－2（入札参加資格確認申請・証明書）

様式 4－3（入札参加資格確認申請・証明書）

様式 5（入札辞退届）

様式 6（開札承諾書）

様式 7（入札参加受付票）

様式 8（誓約書）

様式 9（自己申告書）

調達についての質問票

入札の流れ

入札関係書類受領書

1 入札公告

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に附します。

令和 8 年 8 月 1 0 日

支出負担行為担当官

岡山労働局総務部長 松岡 宗寛

1 調達内容

(1) 件名

玉野公共職業安定所のレイアウト変更に伴う消耗品及び什器類の調達

(2) 調達件名の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

令和 8 年 1 0 月 3 0 日（金）

(4) 納入場所

仕様書に示すとおり

(5) 入札方法

入札金額は、総価を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 電子調達システムの利用について

本案件は、電子調達システムにより行うこととする。

なお、電子調達システムによりがたい場合は、当局へ申し出を行い紙入札方式参加届を提出することにより、紙入札方式に変更することができる。

3 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第 7 0 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人または被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第 7 1 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和 7・8・9 年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、厚生労働省大臣官房会計課長より中国地域で「物品の販売」の B 等級、C 等級又は D 等級に格付けされている者であること。
- (4) 労働保険、社会保険の加入が未適用でないこと。及びこれらに係る直近 2 年間の保険料の滞納がないこと。
- (5) 資格審査申請書又は、添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (7) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (8) 過去 1 年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。

4 入札説明書の交付場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先
〒700-8611 岡山市北区下石井 1-4-1 岡山第 2 合同庁舎 3 階
岡山労働局総務部総務課 会計第二係 担当：橋本
電話：086-225-2011
- (2) 入札説明書の交付方法及び交付期間
岡山労働局ホームページ（<https://jsite.mhlw.go.jp/okayama-roudoukyoku/>）に掲載する。
交付期間：本広告の日から令和 8 年 8 月 2 5 日（火）午後 5 時まで

5 入札書の提出場所等

- (1) 電子調達システムのURL
<https://www.p-portal.go.jp/>
- (2) 入札等の問い合わせ先
上記4(1)に示す場所と同じ。
- (3) 紙入札方式による入札書等の提出先
上記4(1)に示す場所と同じ。
- (4) 電子調達システムによる入札書類データ(証明書等)の受領期限及び紙入札参加届等書類(証明書等)の受領期限
令和8年8月26日(水)午前11時
- (5) 電子調達システムによる入札書の受領期限及び紙入札方式による入札書の受領期限
令和8年8月27日(木)正午
- (6) 開札の場所及び日時
岡山労働局総務部総務課(岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎3階)
令和8年8月27日(木)午後1時

6 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
入札保証金及び契約保証金の納付を免除する。
- (3) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札の条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否
契約書の作成を要す。原則、契約書の締結は電子契約によること。
- (5) 落札者の決定方法
本公告に示した物品を納入できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内であり、入札説明書で指定する性能、規格等の要件のうち、必須とした項目について基準をすべて満たしている入札者の中から、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 落札者の氏名、住所及び落札価格等の落札結果については公表することとする。
- (7) 担当者等から提出される契約関係書類については、事業者としての決定であること。
- (8) 押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があります。
- (9) その他
詳細は入札説明書による。

2 仕 様 書

仕 様 書

玉野公共職業安定所のレイアウト変更に伴う消耗品及び什器類の調達

岡 山 労 働 局

1. 調達品目・規格・数量

※別添「仕様書別紙1」を参照すること。

2. 納入場所

玉野公共職業安定所（玉野市築港2-23-12）

※物品の設置場所については「仕様書別紙2」を参照すること。なお「仕様書別紙1」の品目番号と「仕様書別紙2」の設置番号は対応しているため、参照すること。

※詳細な内容については現場監督職員及び契約担当職員へ確認を行い、指示に従うこと。

3. 納入期限

令和8年10月30日（金）

※可能な限り早急に納品すること。

※本件作業は原則閉庁日（土曜日・日曜日・祝日）に行うこと。

※納入日時については契約締結後に現場監督職員と協議の上、決定すること。また納入日時が決定した場合は速やかに契約担当職員へ連絡すること。

4. 既存物品の移設

新規物品の調達に伴う既存物品の移設があるため、「仕様書別紙2」を参照すること。

※既存物品には耐震措置がなされているため、移設する際には連結の取り外しを行い、移設後においても移設前と同様の耐震措置を行うこと。

※詳細な内容については現場監督職員へ確認を行い、指示に従うこと。

5. その他

- ・ 作業にあたっては安全を期すること。また、業務に影響を及ぼさないよう細心の注意を払うこと。万一、損傷を与えた場合は請負者の責任において速やかに現状復旧すること。
- ・ 見積もりに当たっては、仕様書に掲げた事項を遵守すること。
- ・ 入札金額の積算にあたり、現地確認を希望する場合は現場監督職員及び契約担当職員へ連絡し、現地確認の許可を得ること。現地確認を行う際には、現地の通常業務に支障が発生しないように細心の注意を払うこと。また、入札金額の積算に要する費用の支払いは行わない。なお、現地確認を行わず見積もったことによる追加費用の支払いについては行わない。
- ・ 各品目の仕様・規格については当該仕様書に掲げるものとし、各品目の選定にあたっては参考商品と同等もしくはそれ以上のものとする。
- ・ 選定した同等品については、別添様式類の「調達についての質問票」に製品資料（カタログ等内容が分かるものの写し）を添付のうえ提出し、仕様適合品であることの許可をうけること。
- ・ 調達品目はすべて新品であること。組み立てが必要な品目に関しては、組み立て作業を行ったうえで納品すること。

- ・調達品目において耐震措置を要するものがある場合は、現場監督職員及び契約担当職員へ耐震措置を要する理由と耐震措置方法の説明を行い、了承を得ること。耐震措置に要する部品、部材については請負者において準備すること。
- ・入札金額には、発送費・設置・組立費等すべての費用を含めて積算した金額を記入すること。
- ・落札者は、落札後速やかに調達内容を記載した「内訳書」を提出すること。（様式は任意）
- ・納品の際には、納品書を作成し、担当者の検査を受けること。
- ・製品の選定にあたっては、「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」（グリーン購入法）第6条第2項第2号に規定する特定調達品目等に該当するものは、「判断の基準」を満たすとともに「配慮事項」にも十分考慮した製品であること。
- ・仕様書に示されていない事項等については、担当職員の指示によること。

6. 担当職員

現場監督職員：玉野公共職業安定所 八田（はった）（電話 0863-31-1555）

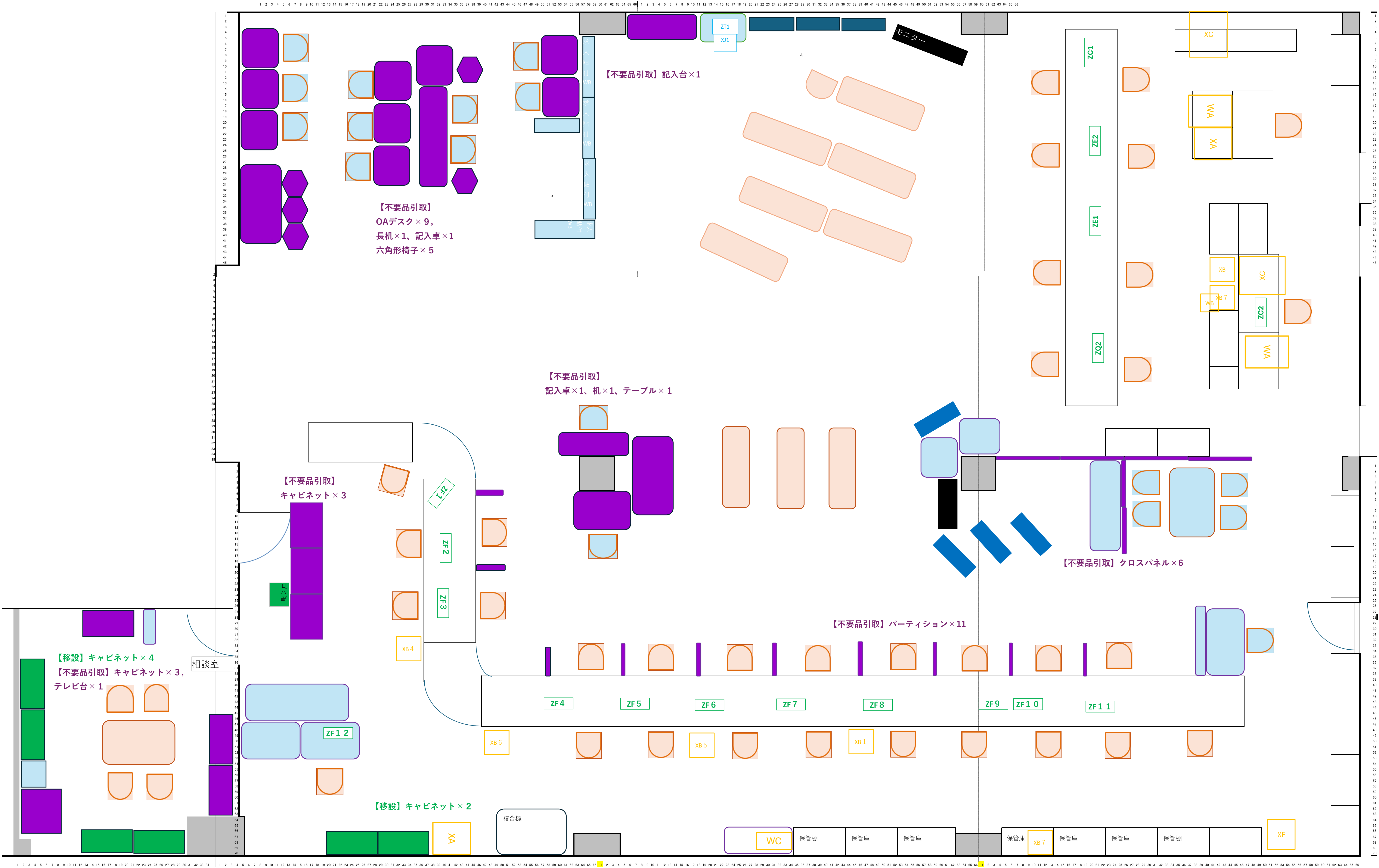
契約担当職員：岡山労働局総務部総務課 会計第二係 橋本（電話 086-225-2011）

仕様書別紙1

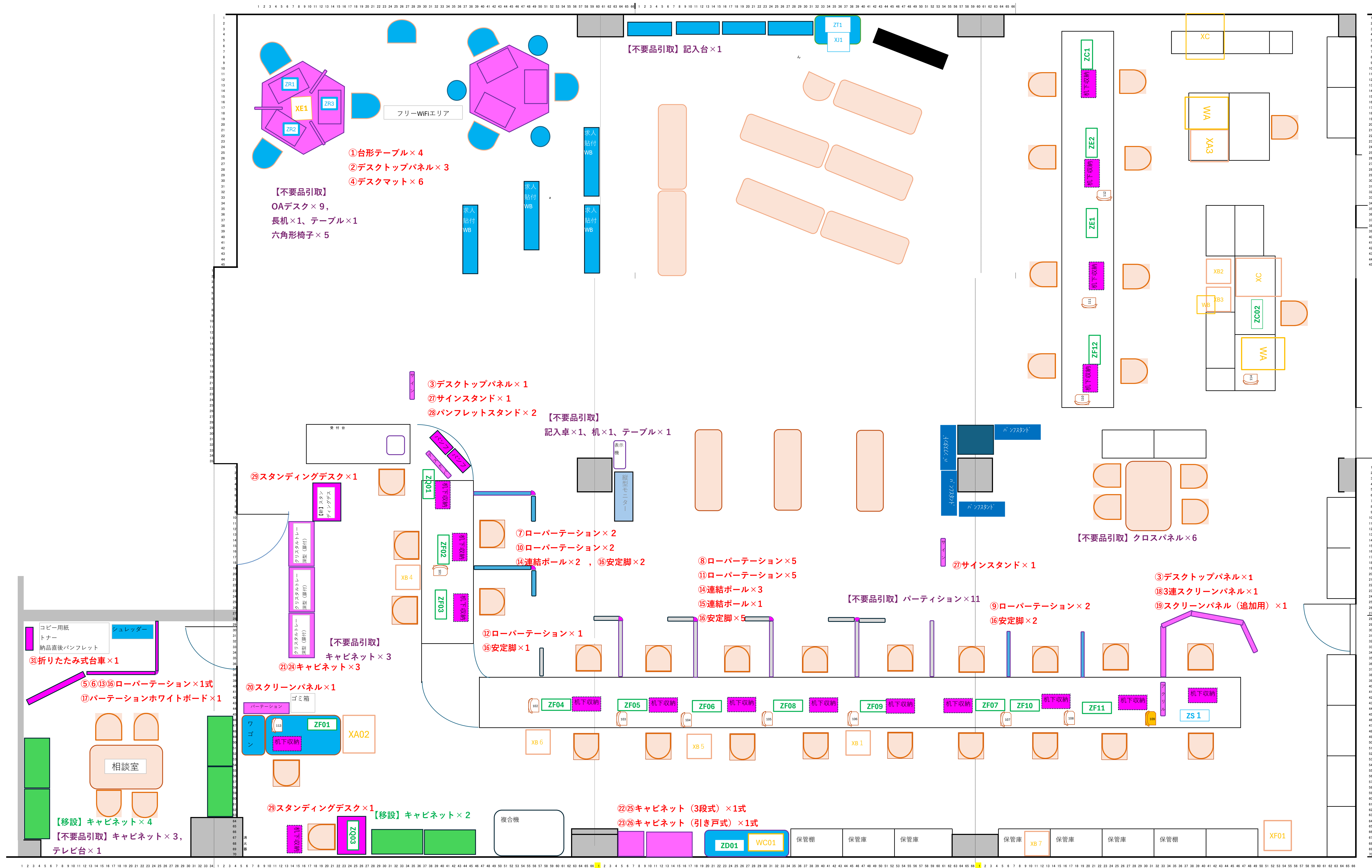
No.	①品目	②規格	③参考品目	④単位	計
1	台形テーブル	W1,565mm×D695mm×H720mm程度 台形型であること 折りたたみ収納が可能なもの 固定可能キャスター付きであること 天板:オーク調 脚:白	コクヨ TIN-FZ1607H-WP1P11	台	4
2	デスクトップパネル①	W600mm×D320mm×H550mm程度 吸音機能が付いていること 設置方法:クランプ挿し込み式であること 色:ブルー調	LIBGRAPHY qon-of-0004	枚	3
3	デスクトップパネル②	W600mm×D100mm×H450mm程度 L字プレート付きであること(4枚)	サンワサプライ SPT-DPJ60H	枚	2
4	デスクマット	外寸法:600mm×450mm程度 下敷きあり(グレー) 透明	コクヨ マ-600M	枚	6
5	ローパーテーション①	W1,200mm×D30mm×H1,500mm程度 両面クロス張りであること クロス色:ライム調	ライオン事務機 ELS-1512CP-LM	枚	1
6	ローパーテーション②	W900mm×D30mm×H1,500mm程度 両面クロス張りであること クロス色:ライム調	ライオン事務機 ELS-1509CP-LM	枚	1
7	ローパーテーション③	W1,000mm×D30mm×H1,300mm程度 上部:フロスト調、下部:クロス張りであること クロス色:ブルー調	ライオン事務機 ELS-1310WP-LB	枚	2
8	ローパーテーション④	W1,000mm×D30mm×H1,300mm程度 上部:フロスト調、下部:クロス張りであること クロス色:グレー調	ライオン事務機 ELS-1310WP-LH	枚	5
9	ローパーテーション⑤	W700mm×D30mm×H1,300mm程度 上部:フロスト調、下部:クロス張りであること クロス色:ブルー調	ライオン事務機 ELS-1307WP-LB	枚	2

No.	①品目	②規格	③参考品目	④単位	計
10	ローパーテーション⑥	W450mm×D30mm×H1,300mm程度 上部:フロスト調、下部:クロス張りであること クロス色:ブルー調	ライオン事務機 ELS-1304WP-LB	枚	2
11	ローパーテーション⑦	W450mm×D30mm×H1,300mm程度 上部:フロスト調、下部:クロス張りであること クロス色:グレー調	ライオン事務機 ELS-1304WP-LH	枚	5
12	ローパーテーション⑧	W450mm×D30mm×H1,300mm程度 両面クロス張りであること クロス色:グレー調	ライオン事務機 ELS-1304CP-LH	枚	1
13	連結ポール①	高さ1,500mm程度 (5)～(6)の連結時に適合するもの 2方向連結可能なもの	ライオン事務機 ELS-15JP2	本	1
14	連結ポール②	高さ1,300mm程度 (7)～(12)の連結時に適合するもの 2方向連結可能なもの	ライオン事務機 ELS-13JP2	本	5
15	連結ポール③	高さ1,300mm程度 (8), (11)の連結時に適合するもの 3方向連結可能なもの	ライオン事務機 ELS-13JP3	本	1
16	安定脚	(5)～(12)に適合するもの	ライオン事務機 ELS-BW	脚	11
17	パーテーションホワイトボード	W1,200mm×D490mm×H1,540mm程度 片面がクロス張り、片面がホワイトボードで使用可能なもの キャスター付きであること クロス色:グリーン調	プラス KWC-1215BSK-GR	枚	1
18	3連スクリーンパネル	W2,160mm×D430mm×H1,450mm程度 3連式であること 片面吸音機能が付いていること キャスター付きであること 色:クリーム調	東京ブラインド F3S2114C-S	枚	1
19	スクリーンパネル①	W900mm×H1,450mm程度 (18)連結可能であること 片面吸音機能が付いていること キャスター付きであること 色:クリーム調	東京ブラインド F3S2114C-S 追加用	枚	1

No.	①品目	②規格	③参考品目	④単位	計
20	スクリーンパネル②	W900mm×D430mm×H1,400mm程度 両面フロスト調であること アジャスター付きであること	イトーキ FSK-94AE-W9	枚	1
21	キャビネット①	W900mm×D450mm×H1,050mm程度 シャッター付きであること A4深型タイプであること 3列×11段タイプであること 錠付きであること	プラス L6-105SK-FTNW4	台	3
22	キャビネット②	W450mm×D450mm×H1,050mm程度 錠付きであること 3段引き出しタイプであること	イトーキ H1-M1045AAS-W9	台	1
23	キャビネット③	W900mm×D450mm×H1,050mm程度 錠付きであること 3枚引き戸タイプであること	イトーキ H1-M1090RSS1-W9	台	1
24	キャビネットベース①	W900mm×D450mm程度 (21)に適合するもの	プラス L6-11N	台	3
25	キャビネットベース②	W450mm×D450mm×H60mm程度 (22)に適合するもの	イトーキ H1A-M0645BA-W9	台	1
26	キャビネットベース③	W900mm×D450mm×H60mm程度 (23)に適合するもの	イトーキ H1A-M0690BA-W9	台	1
27	サインスタンド	両面A3サイズ対応のもの 高さ調整可能なもの(915～1,380mm程度)	イトーキ BNS-FA3-Z5	台	2
28	パンフレットスタンド	W450mm×D170mm×H340mm程度 A4サイズ対応のものであること 2列×3段タイプであること	ライオン事務機 PS-231A	台	2
29	スタンディングデスク	W690mm×D500mm程度 高さ調整可能なもの(750～1,095mm程度) 折りたたみ式であること 耐荷重30kg程度であること	サンワダイレクト 100-ERD044W	台	2
30	デスクワゴン	W500mm×D270mm×H600mm程度 2段式であること	ナカバヤシ ND-001	台	18
31	折りたたみ式台車	W390mm×D600mm×H125mm程度 折りたたみ式であること 耐荷重100kg程度であること	トラスコ中山 MPK-6039-JS-DG	台	1



仕様書別紙2【玉野公共職業安定所レイアウト変更後】



3 入 札 説 明 書

この入札説明書は、本件入札に関し、会計法その他関係法令に関するもののほか、一般競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という）が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項を明らかにするものである。

1 入札に関する事項

- (1) 調達件名 玉野公共職業安定所のレイアウト変更に伴う消耗品及び什器類の調達
- (2) 仕 様 仕様書のとおり
- (3) 納入場所 玉野公共職業安定所（玉野市築港 2－2 3－1 2）

2 入 札

落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行う。

入札参加者は、この入札説明書、2に示す仕様書等を熟読のうえ入札しなければならない。この場合において、関係書類に疑義があるときは、入札日までの間、関係職員に説明を求めることができる。ただし、入札書を提出した後においては、関係書類についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。（※入札書に記載する金額には消費税を含めないこと。）

3 入札保証金及び契約保証金

予算決算及び会計令第 7 7 条第 1 項第 2 号、第 1 0 0 条の 3 第 1 項第 3 号に基づき免除とする。

4 入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第 7 0 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第 7 1 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和 7・8・9 年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、厚生労働省大臣官房会計課長より中国地域で「物品の販売」の B 等級、C 等級又は D 等級に格付けされている者であること。
- (4) 労働保険、社会保険の加入が未適用でないこと。及びこれらに係る直近 2 年間の保険料の滞納がないこと。
- (5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (7) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (8) 過去 1 年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。

5 入札書の提出場所等

入札書は、電子調達システムにより提出するものとする。ただし、紙による入札の参加を希望する場合には、様式3により事前に申し出る必要がある。

また、電子調達システムによる入札の場合には、当該システムに定める手順に従い、電子調達システムを通じて様式4-3の証明書を、令和8年8月26日（水）午前11時までに提出しなければならない。

なお、入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消をすることはできない。

(1) 電子調達システムにより入札を行う場合

入札書の提出期限 令和8年8月27日（木）正午

※ 電子調達システムに到着するように提出すること（令和8年8月10日（月）午前9時以降、提出可能であること）。なお、電子調達システムにより入札する場合には、通信状況により提出期限内に入札書が到着しない場合があるので、時間の余裕をもって行うこと。

(2) 紙により入札を行う場合

① 入札書の提出期限 令和8年8月27日（木）正午

※ 郵送による入札書の提出を認める。（到達時間厳守のこと。）

※ 令和8年8月10日（月）午前9時以降、提出可能であること。

② 入札日時・場所・契約事項を示す場所・問い合わせ先

〒700-8611 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎3階

岡山労働局総務部総務課会計第二係

TEL:086-225-2011

③ 入札書の提出方法

入札書は様式1-1にて作成の上、直接提出する場合は別添「封書記載例」により封筒に入れ封印し、提出すること。

なお、代理人が入札する場合は、別紙1-2の様式を使用するものとし、委任状（様式2）は入札書簡とは別にし、提出すること。

※郵送での提出において、再度入札となることを考慮し、再度入札を希望する場合は、それぞれの封筒の封皮に「○回目」と記入し、何回目の入札書か分かるようにすること。

(3) 無効の入札

① 競争に参加する資格のない代理人のした入札

② 委任状を持参しない又は電子調達システムに定める委任の手続きを終了していない代理人等による入札

③ 記名を欠く入札

④ 金額を訂正した入札

⑤ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

⑥ 明らかに連合によると認められる入札

⑦ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は二人以上の代理をした者の入札

⑧ 入札書に添付して提出が求められる内訳書その他資料を提出しない者又は不備のある添付書類を提出した者の入札

⑨ その他入札に関する条件に違反した入札

(4) 入札の延期

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取りやめることがある。

(5) 代理人による入札

- ① 代理人が電子調達システムにより入札をする場合には、当該システムで定める委任の手続きを終了しておかなければならない。

なお、電子調達においては、復代理人による入札は認めない。

- ② 代理人が紙により入札する場合には、入札書に入札参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して（外国人の署名を含む。）おくとともに、開札時までに様式2による委任状を提出しなければならない。

- ③ 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(6) 入札の辞退

入札を辞退するときは、その旨を次の各号により申し出るものとする。

- ① 入札執行前にあつては、入札辞退届（様式5）を直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。
- ② 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札執行する者に直接提出して行う。

入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

6 開 札

(1) 開札の日時及び場所

日時：令和8年8月27日（木） 午後1時

場所：岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎3階 岡山労働局総務部総務課

(2) 電子調達システムによる入札の場合

電子調達システムにより入札書を提出した場合、立会は不要であるが、入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機しておくものとする。

(3) 紙による入札の場合

開札当日は、原則として入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。

なお、開札への立会を希望する場合は、開札日の前営業日までに、上記5（2）②の連絡先へ連絡すること。

入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うため、事前の連絡は不要である。また事前に、「開札承諾書」（様式6）を提出しておくこと。開催の結果は電話等で連絡する。

入札者又はその代理人は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

入札者又はその代理人が開札場に入場しようとするときには、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する資料、身分証明書等を提示しなければならない。

下記再度入札となる場合は、再入札時間の時間指示があるので、開札時間以降、入札参

加者又はその代理人は、当局と速やかに連絡が取れる体制を確保しておくこと。

(4) 再度入札の取扱い

開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した入札がないときは、同日中に時間指定の上、再度の入札を行う。

なお、電子調達システムにおいては、再入札通知書に示す時刻までに再度の入札を行うものとする。再度の入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限る。

再度の入札の回数は、原則として2回を超えないものとする。

7 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した入札者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定する。また、入札者又はその代理人が直接くじを引けないとき、電子調達によるとき、くじを引かない者があるときは、本件入札事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。
- (3) 落札者が決定したときは、入札者にその氏名（法人の場合にはその名称）及び金額を文書及び電子調達システムの開札結果の通知により通知するものとする。

8 契約書の作成

- (1) 契約の相手方が決定したときは、落札者決定の日から7日以内に契約を締結するものとする。
- (2) 契約条項は、別添「契約書（案）」のとおり。

9 その他

- (1) 入札した者は、入札後、この説明書、仕様書、契約書（案）及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 入札に要求される事項
紙による入札の参加を希望する者は、本入札説明書4の入札参加資格を有することを証明する様式4及び添付書類等を、令和8年8月26日（水）午前11時まで提出しなければならない。
また、開札日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。
- (4) 支払条件
別添「契約書（案）」に定めるとおり、適法な請求書を受領した日の翌日から起算して30日以内に支払うものとする。
- (5) 入札にかかる注意事項
岡山労働局ホームページから当該入札説明書等をダウンロードした場合は、事前に「入札関係書類受領書」を提出すること。

(6) 人権尊重への取り組み

入札参加者は、入札書の提出（GEPS の電子入札機能により入札した場合を含む）をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

(7) 入札情報の公開

電子調達システムにより執行する本案件については、入札結果に関して落札者を含め入札者全員の商号又は名称及び入札価格等を同システムで公表することにあらかじめ同意するものとする。

(8) その他

担当者等から提出される本入札に係る契約関係書類については、事業者としての決定であること。もし、押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があります。

10 電子調達システム利用時の緊急の連絡先

障害発生時及び電子調達システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

・ ヘルプデスク	0570-000-683
・ ホームページ	https://www.p-portal.go.jp/

4 付 記 事 項

1 提出書類

(1) 当入札説明書等を岡山労働局ホームページからダウンロードした場合は、事前に「入札関係書類受領書」を提出すること。

(2) 入札に参加しようとするものは、次の書類を令和8年8月26日(水)午前11時までに次に掲げる各書類(様式)を提出すること。

①入札参加資格確認申請・証明書(様式4-3) 【電子入札】

②入札参加資格確認申請・証明書(様式4-2) 【紙入札】

③資格審査結果通知書(写)(令和7・8・9年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格審査結果通知書) 【電子入札】 【紙入札】

④電子入札案件での紙入札方式での参加について(様式3) 【紙入札】

⑤入札参加受付票(様式7) 【紙入札】

⑥誓約書(様式8) 【電子入札】 【紙入札】

⑦自己申告書(様式9) 【電子入札】 【紙入札】

上記①、③、⑥、⑦【電子入札】の書類については、調達システムでデータ添付のこと。②～⑦【紙入札】の書類の提出にあっては、郵送可(期限内到着)とする。ただし、郵送の場合は書留など記録が残るものを利用すること。

なお、必要に応じて上記以外の書類を求める場合があるので、その際は速やかに提出すること。また、担当者等から提出される本入札に係る契約関係書類については、事業者としての決定であること。もし、押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があります。得ることについても了承すること。

(3) 仕様等に関する疑義については、「調達についての質問票」にて令和8年8月26日(水)午前11時までに提出すること。

2 入札方法及び書類等提出方法

イ この調達件名の入札にあたっては、入札説明書を熟覧のうえ、入札書を提出すること。

開札日は令和8年8月27日(木)午後1時であるが、入札に参加する場合、令和8年8月10日(月)午前9時から令和8年8月27日(木)正午までの間に入札書の提出が必須となる(電子入札参加・紙入札参加ともに)ため、注意すること。

なお、紙入札における代理人委任の場合は、併せて「委任状(様式2)」の提出を忘れないよう注意すること(入札書封筒とは分けること)。

また、紙入札において開札に不立会の場合には、事前に「開札承諾書(様式6)」を提出しておくこと。

- ロ 入札書の提出から開札、落札者の決定までの流れについては、当説明書及び別添「入札の流れ」中に明記しているので、十分に確認しておくこと。

3 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒700-8611 岡山市北区下石井 1-4-1 岡山第 2 合同庁舎

岡山労働局総務部総務課会計第二係 橋本

電話 : 086-225-2011

契 約 書 (案)

支出負担行為担当官 岡山労働局総務部長 松岡 宗寛（以下「甲」という。）は、●●●（以下「乙」という。）との間において、物品の調達に関し、次のとおりの契約を締結する。

（契約の要項）

第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。

- （1） 件名 玉野公共職業安定所のレイアウト変更に伴う消耗品及び什器類の調達
- （2） 契約金額 ●, ●●●, ●●●円（内消費税●●●, ●●●円）
※詳細は別表のとおり
- （3） 納入場所 玉野公共職業安定所（玉野市築港2-23-12）
- （4） 納入期限 令和8年10月30日（金）
- （5） 支払方法 口座支払

（契約保証金）

第2条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

（納入方法）

第3条 乙は、契約対象物品（以下「現品」という。）について、甲の指定する期日内に指定の数量を指定の場所に納入するものとし、納品したときは納品書をもって直ちにその旨を甲に通知するものとする。

（検査）

第4条 乙は現品の納入時には、甲の指定する検査担当官の検査を受けなければならない。
2 検査の結果、不良品があるときは、乙は、直ちに当該不良品に換えて良品を無償にて納入するものとする。

（契約金額の支払及び遅延利息）

第5条 納入現品の代金の請求について、乙は、納入分を取りまとめ、官署支出官 岡山労働局長（以下「支出官」という。）に納入分に係る請求書を提出するものとする。
2 乙は、前項の請求書に「明細」として納入現品の品目、数量、単価、金額を記載しなければならない。
3 支出官は、適法な請求書を受理して30日以内に当該請求金額を支払うものとする。
4 甲は、自己の責に帰すべき事由により支払いを遅延した場合は、支払期限の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、昭和24年12月大蔵省告示第991号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」に定める率により計算して得られた額（百円未満切捨）を遅延利息として乙に支払うものとする。ただし、遅延利息の額が100円未満であるとき及びその額に100円未満の端数があるときは、その金額は支払わない。

(納入の延期)

第6条 乙は、期限内に現品の納入が困難な場合は、その事由を明示し、納入期限の延期を甲に請求することができる。

- 2 前項の場合において、甲は特に遅延料を徴収することができる。この場合の遅延料は、納入期日の翌日から起算して、延滞日数に応じその未納付分に相当する金額に対し、年3%の割合で計算した金額とする。ただし、前項の事由が天災地変その他正当な理由によると認められる場合は、この限りでない。

(所有権の移転及び危険負担)

第7条 現品の所有権は、第4条の検査後、甲が受領した納入現品に係る乙発行の受領書に検印を押印し、当該受領書を乙に交付したときに移転するものとする。

- 2 乙は、所有権移転前に生じた現品の亡失・毀損その他一切の責任を負うものとする。ただし、甲の故意又は重大な過失によって生じた場合は、この限りでない。

(契約の解除)

第8条 甲は、いつでも自己の都合によって、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 甲は、次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合に乙は、契約金額の100分の10に相当する金額を、違約金として甲の指定する期間内に国庫に納付しなければならない。なお、第3号から第5号に該当すると認められるときは、何らの催告を要しない。

- (1) 第6条の規定により延期が認められた場合を除き、納入期限に合格品の受渡を終了しないとき。
- (2) 乙の都合により、乙が甲に対して本契約の解除を請求し、甲がそれを承認したとき。
- (3) 乙の責に帰する事由により、完全に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (4) 甲が行う現品の検査又は納入に際し、乙又はその代理人若しくは使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他不正行為があると認められるとき。
- (5) 第23条の規定に違反したとき。

- 3 甲は、乙について民法第542条各項各号に定める事由が発生したときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 4 甲による本契約又は民法の各規定に基づく解除は、当該解除の理由に係る甲又は乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、これを行うことができるものとする。

(損害賠償)

第9条 乙は、本契約の履行又は不履行に関連又は付随して甲に損害を与えたときは、甲に対し、その損害を賠償するものとする。

- 2 乙は、この契約の履行に着手後、前条第1項による契約解除により損害を生じたときは、甲の意思表示があった日から10日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。

- 3 甲は、前項の請求を受けたときは、甲が適当と認めた金額に限り、損害を賠償するものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第10条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあつては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行つたとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行つたとき、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行つたとき。
 - (2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第11条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があつた場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行つたとき。
- (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（違約金に関する遅延利息）

第12条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（属性要件に基づく契約解除）

第13条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をい

う。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第14条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第15条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者(以下「解除対象者」という。)を下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。)及び再受託者(再委託以降のすべての受託者を含む。)並びに自己、下請人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第16条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第17条 甲は、第8条第2項、同条第3項、第13条、第14条、第16条第2項及び第21条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第8条第2項、同条第3項、第13条、第14条、第16条第2項及び第21条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生

じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第18条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第19条 乙は、甲の承認を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社に対して債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

(費用の負担)

第20条 この契約の締結に要する費用及び現品納入に至るまでに必要な全ての費用は、乙の負担とする。

(納品物が契約の内容に適合しない場合の措置)

第21条 甲は、第4条に規定する納品検査に合格した納品物を受領した後において、当該納品物が契約の内容に適合していないこと（以下「契約不適合」という。）を知った時から1年以内に（数量又は権利の不適合については期間制限なく）その旨を乙に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、乙はこれに応じなければならない。なお、甲は、乙に対して第2号を請求する場合において、事前に相当の期間を定めて第1号の履行を催告することを要しないものとする。

- (1) 甲の選択に従い、甲の指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、他の良品との引換え、修理又は不足分の引渡しを行うこと
 - (2) 直ちに代金の減額を行うこと
- 2 甲は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、乙に対する損害賠償請求及び本契約の解除を行うことができる。
- 3 乙が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかった場合、又は契約不適合が重大である場合は、第1項の通知期間を経過した後においてもなお前2項を適用するものとする。

(疑義等の解決)

第22条 この契約の履行に当たり、甲及び乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じ甲乙協議の上、解決するものとする。

2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については岡山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として処理するものとする。

(秘密の保持)

第23条 甲及び乙は、この契約の履行に際し知り得た事実を第三者に洩らし、又はこの契約の目的以外に利用してはならない。

(存続条項)

第24条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第5条第4項、第8条第2項、第9条、第11条、第12条、第15条、第17条、第21条、第22条、第23条及び本条はなお有効に存続するものとする。

この契約の締結の証として本契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を所持するものとする。

令和8年●月●日

甲 岡山市北区下石井1-4-1
 支出負担行為担当官
 岡山労働局総務部長 松岡 宗寛

乙

別 表

品 名	メーカー・型番等	数量	単位	単価	金額(円)
台形テーブル		4	台		
デスクトップパネル①		3	枚		
デスクトップパネル②		2	枚		
デスクマット		6	枚		
ローパーテーション①		1	枚		
ローパーテーション②		1	枚		
ローパーテーション③		2	枚		
ローパーテーション④		5	枚		
ローパーテーション⑤		2	枚		
ローパーテーション⑥		2	枚		
ローパーテーション⑦		5	枚		
ローパーテーション⑧		1	枚		
連結ポール①		1	本		
連結ポール②		5	本		
連結ポール③		1	本		
安定脚		11	脚		
パーテーションホワイトボード		1	枚		
3連スクリーンパネル		1	枚		
スクリーンパネル①		1	枚		
スクリーンパネル②		1	枚		

キャビネット①		3	台		
キャビネット②		1	台		
キャビネット③		1	台		
キャビネットベース①		3	台		
キャビネットベース②		1	台		
キャビネットベース③		1	台		
サインスタンド		2	台		
パンフレットスタンド		2	台		
スタンディングデスク		2	台		
デスクワゴン		18	台		
折りたたみ式台車		1	台		
諸経費		1	式		
小 計					
消 費 税					
合 計					

封書記載例

封筒表面

玉野公共職業安定所のレイアウト変更に伴う消耗品及び 什器類の調達		入 札 書 在 中	支出負担行為担当官 殿
会社名	○○○○○○○○○○○○○○		
住 所	○○○○○○○○○○○○○○		
電 話	○○○○○○○○○○○○○○		

封筒裏面

印
印
印